

大学院学生の教育実習履修に関する細則

平成29年 4月14日

細則第 9 号

改正 平成31年 3月27日細則第 8号

令和 4年 3月 9日細則第 3号

令和 8年 2月27日細則第 6号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条第4項の規定に基づき、大学院学校教育研究科の学生（学校教員養成プログラム受講者及び資格取得プログラム受講者を除く。）（以下「大学院学生」という。）の鳴門教育大学学校教育学部での教育実習科目の履修に関し必要な事項を定める。

(主免教育実習)

第2条 大学院学生の学校教育学部の「主免教育実習」の受講資格は、第2年次の8月20日までに、取得しようとする教育職員免許状の種類により教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、「教育実習」を除く次の表に定める単位を修得した者（修得見込みの者を含む。）で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、教務委員会において受講者を決定するものとする。この場合において、免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項表備考第11号から13号及び第3条第1項表備考第6号の規定に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者については、それぞれの科目の単位数を修得単位として扱うものとする。

免許状の種類	必要単位数	区分別		合計	備考
		第2欄	第3欄～ 第6欄		
幼稚園教諭	一種免許状	16	29	45	区分別単位数を修得 たうえで、第2欄～ 6欄から合計欄記載 単位数を修得している と。
	二種免許状	12	13	25	
小学校教諭	一種免許状	30	23	53	
	二種免許状	16	15	31	
中学校教諭	一種免許状	28	25	53	
	二種免許状	12	17	29	
高等学校教諭	一種免許状	24	31	55	

備考 上表「第2欄」～「第6欄」は、免許法施行規則第2条表、第3条表及び第4条表に規定する科目区分をいう。

(特別支援教育実習)

第3条 大学院学生の学校教育学部の「特別支援教育実習」の受講資格は、原則として特別支援教育コース所属の大学院学生で、第2年次の8月20日までに、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を取得している者（取得見込みの者を

含む。)で、免許法別表第一(第5条,第5条の2関係)に規定する特別支援教育に関する科目の単位のうち,特別支援教育に関する科目の中から,12単位以上を修得した者とする。

附 則

- 1 この細則は,平成29年4月14日から施行する。
- 2 大学院学生の教育実習履修に関する申合せ(平成17年4月15日学校教育学部教務委員会)は,施行日をもって廃止する。

附 則

- 1 この細則は,平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者は,改正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は,令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者は,改正後の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附 則

この細則は,令和8年4月1日から施行する。